

## 第2章 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの種類等

### (ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの種類)

第4条 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
(E)データサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して、パケット通信のために提供する通信サービス
(E)データ特定契約サービス(4G)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(4G 通信サービス契約約款に規定する 4G 通信サービス契約者が 4G 通信サービスの提供を受けるために用いるものに限り、)との間に電気通信回線を設定し、4G 通信サービスと併せて提供するソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス

### (営業区域)

第5条 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの営業区域は、当社が別に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等端末設備が在圏する場所により、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの全部又は一部を利用することができない場合があります。